

## 令和6年度地域活性化事業について

沖縄県企画部地域・離島課

### 1 内容

(1) 制度について 次頁参照

(2) 充当率について

地域活性化事業債の充当率90%、各事業の元利償還金の30%に相当する額は、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入される。

### 2 過去実績について

令和3年度 市町村 2件

(低公害車の導入：庁用車、スクールバス)

令和2年度 市町村 3件

(公共施設や医療機関等へ移動する為の車両：コミュニティバス)

(省エネルギー設備等の導入：庁舎)

令和元年度 市町村 1件

(公共施設や医療機関等へ移動する為の車両：コミュニティバス)

平成30年度 市町村 1件

(低公害車の導入：スクールバス)

※R5年度より、低公害車の導入等のうち、脱炭素化推進事業債の対象となるものは地域活性化事業債の対象外

### 3 スケジュール

1次分 例年4月中旬～5月中旬 昨年度：令和5年5月15日期限

2次分 例年11月下旬～12月下旬

最終分 例年2月

### 4 適債性に関する問い合わせについて

適債性の疑義については、近年沖縄県の実績が少ないことから、国との調整を要する場合もあるため、できるだけ早めに照会すること。

照会する場合は、市町村においても各資料を参考に適債性の検討を行った上で調整すること。

担当者

沖縄県 企画部 地域・離島課 地域振興班

伊良波

TEL:098-866-2370

FAX:098-866-2068

# 令和6年度地域活性化事業

(令和6年度地方債同意等基準：資料10参照)

＜要約＞地域活性化事業については、

- ①地域の経済循環の創造に資する事業、
- ②活力ある経済・生活圏の形成のための連携中枢都市圏構想や
- ③定住自立圏構想の推進に資する事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象とするものとする
- ④括弧書き

(平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置付けられている事業であって、令和5年度以降引き続き実施することが必要なものを含む。)

→ 計画に搭載が必要というわけではない。  
①～③に加え、平成21年度までに提出した地域活性化事業計画で位置付けられている継続事業については、それも含む事ができるという趣旨

## (令和6年度地方債同意等基準運用要綱：資料12の別紙2参照)

地域活性化事業の取扱いについては、令和6年度地方債同意等基準運用要綱別紙2に掲げるところによるものであること。

### 【別紙2】の構造

#### 1. 地域活性化事業は～

- (1)地域の経済循環の創造
- (2)人材力の活性化
- (3)地域の歴史文化資産の活用
- (4)一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保
- (5)連携中枢都市圏構想の推進
- (6)定住自立圏構想の推進
- (7)合併の円滑化

#### 2. 国庫補助事業により整備される下記(1)から(5)までの事業については対象事業に含まれるものであること。

- (1)地域木材を利用した施設の整備事業
- (2)連携中枢都市圏構想の推進に資する事業(条件あり)
- (3)定住自立圏構想の推進に資する事業(条件あり)
- (4)無線システム普及支援事業等補助金による事業(高度無線環境整備推進事業に限る)
- (5)放送ネットワーク整備支援事業日等補助金による事業(ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業に限る)

#### 3 既存の施設を本事業が目的とする～中略～事業は対象事業に含まれるものであること。

#### 4 建築基準法に定める～中略～な施設が対象となるものであること。

→ 1 は単独事業(原則)  
2 は国庫補助事業(限定列举)  
3、4は上記1、2の対象事業の説明